

随意契約理由書

神戸市

<p>件 名</p>	<p>令和5年度 海岸線 5000 形省エネ運転変更作業</p>
<p>契約の相手方</p>	<p>株式会社 日立製作所 神戸支店</p>
<p>根 拠 法 令</p>	<p>地方公営企業法 施行令 第 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当</p>
<p>随意契約の理由</p> <p>神戸市営地下鉄海岸線 5000 形車両は、ワンマン運転をサポートするため駅間走行における力行・惰行・ブレーキ制御を自動的に制御する ATO 装置を搭載している。</p> <p>ATO 装置の自動運転は回復・平常 1・平常 2 運転という 3 つの走行パターンを有しており、遅延状況などに応じて運転士が走行パターンを使い分けている。本契約では既存の平常 1・平常 2 運転の走行パターンを一部変更し、本線走行時の電力削減を図ることを目的としている。</p> <p>本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、ATO 装置のソフトウェアの書き換えが行える必要がある。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、ATO 装置等の各機器を設計・製作した、上記業者だけである。</p>	
<p>担 当 部 署</p>	<p>交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)</p>